

国民健康保険の お知らせ

【問い合わせ】
医療保険課 (TEL 892・0121)

■保険料の料率が決まりました

6月中旬に、30年度の「国民健康保険料納入通知書」を発送します。

4月から翌年3月までの12か月分の年間保険料を、6月から翌年3月までの10回で割って通知します。

保険料率は、医療費の伸びや国民健康保険加入者の所得の状況、加入者数および加入世帯を基に算出しています。また、保険料は、医療分・支援金分・介護分を合算した額です。

限度額については、昨年と同額です。所得割、均等割、平等割の保険料率は下表のとおりです。

■納付方法について

保険料は、6月から翌年3月までの10回に割って納めていただきます。

5月中に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を30年度の保険料確定後の6月納付期(1期分)として納入通知書を送付します。

※特別徴収(年金天引き)の世帯は、4・6・8月が仮徴収となり、10・12・2月が本徴収の年6回支払いとなります。

■保険料の支払いが困難な場合

災害、倒産、解雇などで、大幅に所得が減少した場合や生活困窮などの特別な事情により支払いが困難な場合は、保険料の減免などの制度があります。

なお、納期限が過ぎた場合は、減免ができませんので、早めにご相談ください。

■休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付相談、減免申

請が困難な人はご利用ください。

とき 6月17日(日)・24日(日)
午前10時～午後3時

ところ 市役所本館1階 医療保険課

■医療費一部負担金の減免制度

次の事情により、病院などに支払う医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

①世帯主および同一世帯の被保険者が、所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた場合。

②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休廃止、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合。

③その他①・②に類する事由があり、医療機関への支払いが極めて困難な場合。

※減免が認められるためには、一定の条件があります。

■保険料の納付は口座振替で

保険料の納付を口座振替にすると、毎月納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。

1階医療保険課、星田出張所、市内の指定金融機関にあります。

申し込みに必要なもの
・預貯金通帳
・金融機関届出印
・国民健康保険の納入通知書

申し込み先

市指定の金融機関窓口

■コンビニでも納付できます

保険料はコンビニエンスストアでも納付できますが、納付期限が過ぎた納付書、コンビニ収納用バーコードの印刷がない納付書は、コンビニでは納付できません。

■ジェネリック医薬品への切り替えについて

市では、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品の服用を希望する人は、医師・薬剤師にご相談いただき、切り替えにご協力ください。

所得割の基準総所得金額の 計算方法

- 給与所得などの場合
給与収入－給与所得控除－基礎控除(33万円)
 - 公的年金などの場合
年金などの収入－公的年金等控除－基礎控除(33万円)
 - 営業・その他の事業・不動産所得などの場合
収入－必要経費－基礎控除(33万円)
- *複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみのみです。

		30年度 保険料の料率		
		医療分	支援金分	介護分
年間保険料 (①②③の合計)	①所得割	基準総所得金額 (29年中の所得が対象) ×8.30%	×2.60%	×2.33%
	②均等割	被保険者1人あたり	28,230円	8,860円
	③平等割	1世帯あたり	23,170円	7,270円
	限度額		54万円	19万円
40歳以上65歳未満の国保加入者は、介護分が加算されます。				

介護保険のお知らせ

【問い合わせ】
高齢介護課 (TEL 893・6400)

■保険料の本算定・本徴収

6月は、1年間の介護保険料を決定する月です。第1号被保険者(65歳以上の人)に30年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を、6月中旬に発送します。

普通徴収(口座振替・金融機関などでの納付)の人は、納付回数が10回(6月～翌年3月分)です。特別徴収(年金天引き)の人は、仮徴収を行い、納付は偶数月の年6回です。

■介護保険制度について

被保険者は、40～64歳の医療保険加入者と、65歳以上のすべての人です。この制度はみなさんの保

険料と公費で運営され、保険料を納めることで、介護が必要となつたとき、安心してサービスを受けることができます。

■保険料は期限までに

保険料の滞納があった場合、介護サービスを使うときに支払う1割、または2割の自己負担が3割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず納期限内に納めましょう。

■保険料の軽減

真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に即して、保険料の軽減を行います。

■対象

- 介護保険料段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件すべてに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人
- ①世帯全員が市民税非課税であること(確定申告または市民税申告が必要)
 - ②世帯の年間収入合計が144万円以下であること(2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)
 - ③市民税課税者に扶養されていないこと

④市民税課税者と生計を共にしていないこと

⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていないこと

⑥資産などを活用しても、生活が困窮している状態にあること(住居用資産を除く)

⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること

⑧介護保険料を滞納していないこと

軽減内容 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申し込み 30年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)、マイナンバーカードなどの本人確認ができるものを高齢介護課まで、持参してください。

■保険料の徴収猶予

保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。



保険料の納め方(第1号被保険者)

特別徴収(年金から天引き)

老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5000円)以上の人は、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

普通徴収(納付書・口座振替)

老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5000円)未満の人、特別徴収が開始される前の人は、納付書を送りますので、納付期限までに近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。また、納め忘れがないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											

第1号被保険者の介護保険料段階表		
段階	対象者	年間保険料
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	29,160円
2	世帯全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万円超 120万円以下
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	120万円超 80万円以下
5		80万円超
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満
7		120万円以上 200万円未満
8		200万円以上 300万円未満
9		300万円以上 350万円未満
10		350万円以上 500万円未満
11		500万円以上 650万円未満
12		650万円以上 800万円未満
13		800万円以上

※所得金額は、前年(29年1～12月)の合計所得金額です。
※合計所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額を用います。